

# 山形市消費生活センター情報

2026年4月号

中古車販売店で中古車を購入した。販売員には「走行に問題はなく、状態はよい」と言われた。

納車後、エンジンをかけると異常に大きい音がする。無償で修理してもらえるか。クーリング・オフはできるか。



消費者庁イラスト集より

## 中古車を購入するときに 知っておきたいポイント

### ここが重要 べニ!!



●自動車には、特定商取引法上のクーリング・オフ(無条件解約)の適用はありません。

●中古車は前使用者の使用状況や管理状況によって、品質が一定ではありません。広告やプライスボードでは、①支払総額、②定期点検整備状況、③保証の有無、④走行距離、⑤修復歴の有無などを必ず確認し、試乗して車の状態も確認しましょう。

●納車後に車の不具合が出てきたら、  
保証がある場合

→その不具合の保証があれば、販売店に無償修理をしてもらうことができます。

保証がない場合

→使用損耗とは言えない不具合で、契約時にその説明を受けていなかった場合は、販売店に無償修理を求めることができます。自然損耗による不具合であれば、修理は自己負担となります。

#### 山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1霞城セントラル3階

〈相談受付〉火～日(月・祝休館)午前9時～午後5時

〈相談専用電話〉023-647-2211

いやや  
消費者ホットライン188もご利用ください

山形市公式 LINE  
にて毎月センター  
情報を配信中です



【国民生活センターFAQ】  
トラブル解決を支援する  
情報が提供されています



※消費生活出前講座を実施しています。【お申込み・お問合わせ】023-647-2201